

選択的夫婦別姓制度の 実現をめざして

山浦 善樹

婚姻制度の全般的見直しを行うため、法制審議会が非嫡出子の相続差別の解消、再婚禁止期間の短縮のほか、選択的夫婦別姓の導入を盛り込んだ民法改正要綱を答申したのは、1996年だった。新憲法に適合しない明治民法の残滓が、戦後50年にしてようやく廃止されようとしていた。しかし別姓は家族の一体感を崩す、家族が崩壊し社会を混乱させる等という保守系議員の強い抵抗のため、法案の国会提出もできなかった。法制審の星野英一博士は「姓を同じくしなければ維持できない家族というのは何であろうか」と厳しく指摘した（同年2月27日、毎日新聞）。国際機関からの指摘も無視されている。わが国の立法の遅れはつとに指摘されているが、婚姻制度の見直しはまるで時間が止まっているようだ。

最高裁大法廷は、非嫡出子の相続差別（2013年）と再婚禁止期間の100日超過部分（2015年）を憲法違反としたが、1996年改正要綱から20年近く、憲法制定から数えると約70年も経っていた。違憲判決が少ないのは、違憲立法審査権が司法事件の解決に必要な限度で行使されるという付随性によるもので致し方ないが、それにしても市民生活の変化から相当に遅れたという感は否めない。別姓問題では、同姓強制制度を合憲と判断した。星野博士は「同氏制を主張するのは恐らく、永続する家系がアイデンティティになっている人でしょう」という（『法学者のこころ』有斐閣、2002、p.76）。このままのほうがり心地がよいという彼らの生き方を否定はしないが、価値観が多様化した社会では「寛容な立法」が望ましく、選択の自由まで否定する制度は容認できない。

大法廷判決は10対5だから、あと3人で逆転、もし女性判事が6人だったら世界が変わったという論調もあった。そうかもしれないが、大切なことは男女の数の問題だけではない。家族制度や夫婦・親子に関する裁判では、そのときの裁判官一人ひとりの人生観が影響することから、裁判官には多様な価値観に柔軟に対応する姿勢が望まれるのだ。



PROFILE

やまうらよしき：弁護士。法律は人を幸せにするための道具と考えて、高層ビル街の片隅にある小さな法律事務所でマチ弁を約40年。この間に司法研修所教官、司法試験委員、法科大学院教授など後進の指導もした。2012年に最高裁判事に就任し、夫婦別姓事件と再婚禁止事件では反対意見を述べた。また、セクハラ事件、マタハラ事件、サッカーボール事件など生活感のある判決を担当した。2016年退官。